

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請  
【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 6

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 10

### ◇ 公営競技

- 特定調達契約の相手方の決定【公営競技局ポートレース事業課】 11

北九州市告示第 283 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 4 年 5 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号  
三菱ケミカル株式会社福岡事業所  
事業所長 溝田浩敏

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石 1 番 1 号  
三菱ケミカル株式会社福岡事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の第 32 号ニに掲げる廃ガス洗浄施設
名称	除害塔 FC2D611
能力	600Nm <sup>3</sup> /h

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

使用時間間隔	連続
1 日当たりの使用時間	24 時間
季節的変動	なし
設置年月日	許可後

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの量及

び汚染状態

汚水量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	通常 156 最大 156
水素イオン濃度	通常 6~8 最大 6~8
化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 1,035 最大 1,035
浮遊物質量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 10 最大 20

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

項目	設置前	設置後
汚水等の量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	通常 10,400 最大 12,534	同左
水素イオン濃度	通常 6~9 最大 6~9	同左
化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 171 最大 230	同左
浮遊物質量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 62 最大 86	同左
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 — 最大 4	同左
フェノール類含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 — 最大 9	同左
窒素含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 162 最大 254	同左
りん 燐含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 9.1 最大 38	同左
ふっ素及びその化合物 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 1 最大 6	同左

(5) 排水水に関する事項

ア 排水口名 No. 5排水口

イ 排水量及び汚染の状態

項目	設置前	設置後
排水水の量 ( $m^3$ /日)	通常 58, 613 最大 78, 991	同左
水素イオン濃度	通常 5~9 最大 5~9	同左
化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通常 40 最大 45	同左
浮遊物質 ( $mg/l$ )	通常 30 最大 40	同左
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 ( $mg/l$ )	通常 — 最大 1	同左
フェノール類含有量 ( $mg/l$ )	通常 — 最大 1	同左
窒素含有量 ( $mg/l$ )	通常 60 最大 120	同左
燐含有量 ( $mg/l$ )	通常 2.6 最大 9	同左
ふっ素及びその化合物 ( $mg/l$ )	通常 6 最大 6.7	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年5月24日から同年6月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書

を、令和4年6月14日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 284 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 4 年 4 月 13 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	9 台	令和 4 年 4 月 14 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番

	1 1 台	令和 4 年 4 月 2 0 日	青葉自転車保管所
	1 1 台	令和 4 年 4 月 2 6 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 4 年 4 月 5 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 4 年 4 月 1 3 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 4 年 4 月 6 日	
	2 台	令和 4 年 4 月 1 1 日	
	1 台	令和 4 年 4 月 1 3 日	
	1 台	令和 4 年 4 月 1 9 日	
	1 台	令和 4 年 4 月 2 5 日	
	2 台	令和 4 年 4 月 2 8 日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 4 年 4 月 2 1 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
J R 朽網駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 4 年 4 月 2 1 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 4 年 4 月 1 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	2 台	令和 4 年 4 月 1 3 日	
	2 台	令和 4 年 4 月 1 5 日	
	1 台	令和 4 年 4 月 1 9 日	
	3 台	令和 4 年 4	

		月 20 日	
	2 台	令和 4 年 4 月 22 日	
	1 台	令和 4 年 4 月 26 日	
	1 台	令和 4 年 4 月 27 日	
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 4 年 4 月 8 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
J R スペースワールド駅周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	令和 4 年 4 月 15 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	2 台	令和 4 年 4 月 25 日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 4 年 4 月 1 日	
	2 台	令和 4 年 4 月 8 日	
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 2 台	令和 4 年 4 月 22 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 4 年 4 月 1 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 4 年 4 月 19 日	
	3 台	令和 4 年 4 月 20 日	
	1 台	令和 4 年 4 月 22 日	
	1 台	令和 4 年 4 月 25 日	
	1 台	令和 4 年 4 月 27 日	



	3 台	令和 4 年 4 月 2 8 日	
J R 九州工大前駅前自転車放置禁止区域	1 0 台	令和 4 年 4 月 1 9 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅前自転車放置禁止区域	7 台	令和 4 年 4 月 2 7 日	
戸畑区自転車放置禁止域外	1 台	令和 4 年 4 月 5 日	
	1 台	令和 4 年 4 月 7 日	
	1 台	令和 4 年 4 月 1 8 日	
	1 台	令和 4 年 4 月 1 9 日	
	1 台	令和 4 年 4 月 2 2 日	

北九州市公告第340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和4年5月24日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区上吉田三丁目1736番2のうち、1736番14のうち、1736番15のうち、1736番19のうち、1736番20及び1736番21	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県知事 服部誠太郎
北九州市小倉南区朽網西五丁目1916番1から1916番4まで、1917番1から1917番3まで、1919番11及び1920番5から1920番9まで	北九州市小倉北区明和町9番1号 株式会社海王 代表取締役 竹下晃平

北九州市公営競技局公告第10号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年5月24日

北九州市公営競技局長 三 浦 隆 宏

- 1 物品等の名称及び数量  
競走用ボート 65隻
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市公営競技局ボートレース事業課  
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
ヤマト発動機株式会社  
群馬県太田市六千石町214番地
- 5 契約金額  
4,264万7,605円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため